

保護者様

東京都立城南特別支援学校長
濱野 建児

学校感染症による出席停止について

学校感染症の診断を受けた場合、学校保健安全法により出席停止扱いとなります。出席停止のねらいは、当該児童・生徒の早期回復と十分な休養、他の児童・生徒への感染拡大防止です。医師から登校の許可を受けましたら、保護者の方が下の登校許可書に記入し、切り取って学校へ御提出ください。

分類	感染症の種類	出席停止の基準
第2種	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の訂正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、斬新状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）※アデノウイルス	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状によって学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）※アデノウイルス、急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 例）手足口病、溶連菌感染症、伝染性膿痂皮（とびひ）、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、ヒトパピローマウイルス感染症 など	条件により出席停止となる感染症。 感染症の種類や地域・学校における発生、流行の状態等を考慮して判断する。校長が学校医の意見を聞き、出席停止と判断した場合は、その期間を決定する。

キリトリ

登 校 許 可 書（保護者記入）

保護者→担任→保健室

診 断 名：_____

出席停止期間：令和____年____月____日（__） ～ ____月____日（__）

_____病院_____先生を受診した結果、
____月____日（__）より登校を許可されましたのでお知らせします。

令和____年____月____日

____部____年 氏名_____

保護者名_____